

第3編 伊那中央行政組合女性の職業生活における活躍の
推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

伊那中央行政組合女性の職業生活における活躍の推進に関する
法律の特定事業主等を定める規則

平成28年3月31日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令(平成27年政令第318号。以下「政令」という。)第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(政令第1条第2項の地方公共団体の規則で定めるもの等)

第2条 政令第1条第2項の地方公共団体の規則で定めるものは組合長とし、組合長が任命する職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。